

第2回精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会 議事録（抄）

平成22年11月15日

- 荒井先生 ⑤についてなのですが、持続的にある心理的負荷がかかってくることによって、精神障害が発病するのだという主張は当然あるわけですが、災害性というものをどこに見出すかということがあり得ると思うのです。デイリーハッスルズという言葉も心理学領域では使われていますし、それが精神障害の一要因だという主張は受け入れられているので、全く否定はできないのですが、先ほど申し上げた災害性というものを日常的な煩わされごとの中に、どのように組み込んでいくのかというのは非常に難しい課題だろうと思います。
- 岡崎座長 これもやはり個別例を検討しないと。
- 荒井先生 慢性のことについては、「なるほど、これは慢性に続いているけれども『強』だ」という事例が例示されれば、イメージがわかるのです。デイリーハッスルズ自体の負荷、心理的な負荷をどのぐらいに見積もるのかというのは、難しい課題だろうと思います。
- 岡崎座長 大体予定された時間を使ってしまいましたのであれですが、何かこれは是非というご意見がありましたら、最後をお願いします。
- 阿部先生 先ほどの⑤の話なのですが、対人関係のトラブルというのは、意外と件数としては多いですね。災害性がない場合にもパワハラとかセクハラみたいなものは、出来事ではなくて全体で捉えるのであれば、災害性がある場合と別立てにしたほうがいいのか、どっちなのかなと。
- 荒井先生 別立て方式ですね。
- 阿部先生 別立て方式のほうがベターなのですか。
- 荒井先生 いや、いま行われているのは別立て方式で、ひどいいじめという概念自体が別立てだと思うのです。
- 岡崎座長 まだ検討すべきことは残っておりますが、時間の関係で今日はこの辺りで終わらせていただければと思います。今日は論点1をご議論いただきまして、どうもありがとうございました。おおよそ事務局からの提案についてご検討いただいて、そういった変更といいますか、運用も含みますが、全体としては迅速化に対応した改正が必要かなというご意見をいただいたと感じました。論点の2を次回検討させていただいて、全体として今後こういった作業を進めていくかということについて、次回、あるいは次々回ぐらいまでに明確化できればと期待をしております。時間がまいりましたので事務局にお返しをして、今日はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。